京都市教育長訓令甲第１号

学　校

幼稚園

京都市立学校幼稚園職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和２年３月１３日

京都市教育長　在田正秀

第１条中「常勤の職員及び地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める」を「地方公務員法（以下「法」という。）第３条第２項に規定する一般職に属する」に改める。

第４条第３項を同条第４項とし，同条第２項中「出勤簿」を「前項の出勤簿及び教職員庶務事務システム（電子計算機を利用して教職員の勤務実績の報告，旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで，教育委員会事務局総務部学校事務支援室長が管理するものをいう。以下同じ。）におけるこれに相当する記録」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項中「職員」を「前項の規定にかかわらず，常勤の職員以外の職員」に改め，同項を同条第２項とし，同条に第１項として，次の１項を加える。

職員は，別に定める場合を除き，勤務時間の始期までに出勤し，直ちに自ら教職員出退勤管理システム（電子計算機を利用して教職員の出勤及び退勤に係る記録を管理するための情報処理の仕組みで，教育委員会事務局総務部教職員人事課長が管理するものをいう。）を使用して，出勤時刻を記録しなければならない。

第５条第１項中「（電子計算機を利用して教職員の勤務実績の報告，旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで，教育委員会事務局総務部学校事務支援室長が管理するものをいう。以下同じ。）」を削り，同条第４項中「前３項」を「前各項」に改め，同項を同条第５項とし，同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め，同項を同条第４項とし，同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前２項の規定にかかわらず，法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であって別に定める職員は，年次休暇及び前項に規定する休暇等を受けようとするときは，教職員庶務事務システムを使用せずに，別表に定めるところにより，あらかじめ，校長に届出をし，又は校長若しくは教育長の承認を受けなければならない。

第５条の２中「前条第１項及び同条第２項第１号から第３号までに定めるところにより」を「年次休暇及び前条第２項（第４号及び第５号を除く。）に規定する」に改め，同条に次のただし書を加える。

ただし，前条第３項に規定する職員にあっては，教職員庶務事務システムを使用せずに，別表に定めるところにより，校長に届け出なければならない。

第６条第１項中「前条第１項本文」を「第５条第１項」に改める。

別表介護休暇及び介護時間の項中「給食調理員」の右に「並びに会計年度任用職員」を加える。

第１号様式を次のように改める。

第１号様式（第４条関係）

１

出　　勤　　簿

年度(上半期)　　学校･幼稚園名　　職名　　氏名

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	年次休暇 月日	始数	使用日数	残日数	子育て・介護のための時間 使用日数	その他
4																																						
月																																						
5																																						
月																																						
6																																						
月																																						
7																																						
月																																						
8																																						
月																																						
9																																						
月																																						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						

年次休暇	年度分 繰越日数	年度分 日数	合計日数	4月～9月 使用日数	9月末 残日数	休職等	種類	期間	特別事項		集計					4月から9月まで

２

出　　勤　　簿

年度(下半期)　　学校・幼稚園名　　職名　　氏名

月 ＼ 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	年次休暇 月日 始	使用日数	残日数	子育て・介護休暇	使用日数	その他
10																																					
月																																					
11																																					
月																																					
12																																					
月																																					
1																																					
月																																					
2																																					
月																																					
3																																					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						

年次休暇	年度分 繰越日数	年度分 日数	合計日数	年度 使用日数計	年度 繰越日数	休職等	種類	期間	特別事項		集計					

4月から9月まで

年4月から年3月まで

附　則

この訓令は，令和２年４月１日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）